

3月号 (534号)

(1) X警察署司法警察員 K₁は、内偵捜査の結果、管内にある二階建ビルYビルが覚醒剤密売の拠点であるとの確度の高い情報を得て、被疑事実「覚醒剤不法所持事実」、捜索場所「Yビル及び在所する者の身体」、差押物件「覚醒剤等」との捜索差押許可状の発付を受けた。

(2) 捜索当日、K₁は、Yビルの動向を視察させるため部下捜査官 K₂を先行派遣し付近でYビルを張り込ませた。ところが、同ビルから出てきた男(甲)が張り込み中のK₂に気づき「やばい、警察だ」と叫んでビル内に駆け込んだことから、K₂は慌てて令状も持たないのにビル内に立ち入り、ビニール袋を手にした甲が厕所内に入ろうとするのを見るや「もう令状が出ている、動くな」と叫んで甲を制止し同ビニール袋を取り上げた。

(3) 約15分後、前記許可状を手にしたK₁らが到着し、Yビル内の甲らに同令状を呈示した上、捜索を開始し、床にあった前記ビニール袋内を開披し、白色結晶入り小袋を発見した。K₁は、甲承諾の下、簡易検査を行い覚醒剤反応が出たので、甲を覚醒剤所持事実で現行犯逮捕し、逮捕に伴い同覚醒剤を差し押さえた。

(4) ところが、帰署後、K₁は現行犯逮捕手続書には、「捜査官が同許可状を携帯してYビルに立ち入り、これを呈示した上で前記ビニール袋を開披した」旨事実と異なる記載をし、約1年後の甲の本件覚醒剤所持事実の公判において覚醒剤等の証拠能力が争われた際の証人尋問でも同趣旨の証言をした。

前記覚醒剤及び同鑑定書の証拠能力如何(なお、前記許可状の発付自体は適法であるとする)。

2月号 (533号)

(1) 警察官 K₁ (制服着用) は、夜間、公園内をパトロール中、上半身の着衣を乱した V 女が泣きながら駆け寄り、〈1〉「お巡りさん助けて。この人すかんわ。いやらしいことばかりする人だ。」と叫ぶのを目撃した。側にいた男は K₁ に気づくや逃走してしまった。

(2) K₁ は直ちに V を交番に連れて行き、別の警察官 K₂ が事情聴取し、V が 〈2〉「あの男は会社の同僚の甲です。これまでも甲から体を触られる等のセクハラ被害に遭っていた。本日、帰宅途中で甲が突然現れ、公園に引きずり込まれ胸を無理やり触られた。」と述べたので、その旨供述調書に録取した (V 署名押印あり)。

(3) 警察は、甲が V に交際を迫るメールを送っていたこと、甲によるセクハラ被害の相談を V から受けていた旨の同僚乙女の供述も得られ、任意の取調べで甲も V に対する公園での上記わいせつ事実を認めたことから、甲を不同意わいせつ事実で逮捕した。ところが、再度の取調べの前に V が交通事故で死亡したことを知った甲は黙秘に転じた。しかし、検察官 P は、関係証拠に基づき、甲を本件不同意わいせつ事実で起訴した。

(4) 甲が、公判で、公園において V の胸を触った事実は認めるも「以前から V と交際しており、V の同意があった」旨主張し、P は、V のわいせつ行為不同意事実を立証するため、「事件直後の V の言動」との立証趣旨で K₁ の証人尋問を請求し採用された。P の尋問に対し、K₁ が、上記(1)の事実関係を証言したところ、直ちに弁護士 B が、伝聞であるとの議を述べた。

設問 1：下線〈1〉を含む K₁ の証言の証拠能力如何。

(5) 事案が(4)と異なり、甲が、公判で「自分は犯人ではない、V の叫び声を聞いて駆け寄っただけだ」旨主張し、P は、甲の犯人性を立証するため前同様に K₁ の証人尋問を行い (B の異議あり)、上記 K₂ 作成の V の供述調書の証拠調べ請求をした (B の意見は不同意)。

設問 2：下線〈1〉を含む K₁ の証言及び下線〈2〉を含む K₂ 作成の V の供述調書の各証拠能力如何。

1 月号 (532 号)

1 司法警察員 K₁ は、自宅における妻乙との覚醒剤共同使用の事実で甲を逮捕勾留し捜査中、所持事実も立件したいと思ひ、実際は乙から供述を得ていなかったのに、甲の取調べの際、「〈1〉 取調べで奥さんは君が外にも覚醒剤を隠し持っているのを見たと供述した。君がその覚醒剤の在りかを話しさえすれば、所持の件まで 2 人の共謀で立件することはないから」と告げた。

甲はこの言葉を信じて「妻が供述したならもう隠せないですね。①家の屋根裏に覚醒剤を私が隠しました。しかし、妻はこの件には関係ありません」と供述したので、K₁ はこれを調書に録取し、令状を得て甲方を捜索し供述どおり覚醒剤を発見しこれを差し押さえた。

甲は、乙との覚醒剤共同使用事実及び単独での覚醒剤所持事実で起訴された。

2 甲方近隣の V 方での住居侵入事実を捜査していた司法警察員 K₂ は、V 方の防犯カメラに写った窓ガラスを壊す犯人の男に甲が似ておりアリバイもなかつことなどから、甲を同事実で逮捕勾留の上鋭意追及するも、甲は「自分は V 方に侵入していない、防犯カメラに写った男も自分ではない」と弁解し否認を続けた。

勾留期限近くに、上記防犯カメラ画像と甲の顔写真との同一性に関する顔貌鑑定の結果が「〈2〉 両者の類似度は 96.1% であり、両者は同一人物である」という内容と判明したので、これを知った K₂ は、甲の取調べにおいて、同結果をそのまま甲に告げた。

甲は、それまで 1 か月以上身柄拘束を受け、連日の長時間の取調べで心身が疲労していたため、もはやその鑑定結果に異を唱える気力もなく「②空き巣のために窓ガラスを壊して V 方に侵入したことに間違いありません」旨供述し、K₂ はこれを調書に録取した。

甲は、V 方への住居侵入事実で追起訴された。しかし、公判ではこの顔貌鑑定結果の信用性が否定され、せいぜい「甲が犯人と考へても矛盾はない」程度の弱い証明力しか認められないことが判明した。

3 裁判所は、弁護人が証拠採用に反対する下線①②の供述を、それぞれ公訴事実である前記覚醒剤所持事実・住居侵入事実の立証に用いてよいか論じなさい。

12月号 (531号)

1 甲は、令和元年〇月〇日の午後 10 時頃、X 市内で歩行中の女性 V1 (23 歳) の背後から自動車と衝突させ同女を車内に押し込んで強制性交して負傷させるという強制性交等致傷罪 (現、不同意性交等致傷罪) 事件を起こし (前科事件)、同年に同事実で有罪の実刑判決を受けたが、その服役・出所後、間もなく、令和 6 年 3 月に、Y 市 (人口 350 万人超) 内で同種の事件を敢行したとして、以下の公訴事実で起訴された。

「第 1 令和 6 年 3 月 1 日午後 8 時頃、Y 市内の道路を歩行中の V2 (20 歳) の背後から不同意性交の目的で自動車と衝突させて同女に傷害を負わせた」 (A 事件)

「第 2 同日午後 9 時 35 分頃、Y 市内の道路において、歩行中の V3 (22 歳) の背後から自動車と衝突させ同女を同車内に押し込んで不同意性交をし、その際同女に傷害を負わせた」 (B 事件)

2 甲は、公判で、現行犯逮捕された B 事件については犯行を認めた (関係証拠も全て同意、取調べ済み) もの、A 事件について自分は犯人ではない旨主張した。検察官 P は、否認する A 事件の犯人と被告人との同一性 (犯人性) 立証のため、①前科事件に関する判決書や甲の当時の自白調書等 (前科証拠) の証拠調べ請求をするとともに、②甲が A 事件後に近接した時間場所で B 事件を敢行した事実をもって A 事件の犯人性の間接事実とする旨主張した (弁護人はいずれについても異議ありの意見を述べている)。

裁判所は、このような P の①の証拠調べ請求や②の主張に対しどのような判断をすべきか論じなさい。

11 月号 (530 号)

(1) 検察官は、捜査の結果、甲と乙が、丙と共謀し、勤務する X 会社の商品販売代金 300 万円を不正に領得した後、丙と仲違いし、その口封じのため、共謀して丙を絞殺したとの事実が認められると判断したが、両者の認否 (乙・全面認, 甲・丙殺害関与否認) が異なったため分離して起訴した。

甲に対する公訴事実要旨は以下のとおりである。

「第 1 被告人甲は、乙、丙と共謀の上、令和〇年 5 月 1 日、Y 市内の顧客 V 方において、V から販売代金名下に 300 万円を詐取した

第 2 被告人甲は、乙と共謀の上、同年 10 月 2 日頃、Y 市内の道路に停車中の自動車内で、甲が、ベルト様のもので丙の頸部を絞めつけて殺害した」

(2) 公判で、甲は、第 1 事実 (V に対する詐欺) につき、V から受領した代金 300 万円を不正に領得したことは認めつつ、正規に代金回収した翌日に領得の意思が生じた (つまり会社に対する横領である) と供述した。

裁判所は、この甲の供述の信用性を認め、第 1 事実については、以下の事実であるとの心証となった。

「第 1 被告人甲は、乙、丙と共謀の上、①令和〇年 5 月 2 日、Y 市内の X 会社の駐車場において、業務上預かり保管中の販売代金 300 万円を着服して横領した」

(3) 第 2 事実については、甲は一貫して乙との共謀及び殺人への関与を否認し、公判前整理手続でも、それらが争点とされ、弁護人も、証人出廷して公訴事実に沿う証言を行った乙に対し、甲に責任転嫁を図っているとして弾劾尋問を行い同証言の信用性を強く争った。

審理の結果、裁判所は、第 2 事実 (殺人) について、前記のとおり両者の共謀による丙殺害の事実は認められるものの、実行行為者が誰かについては、甲が」ではなく、「②甲又は乙あるいはその両名において」(丙を絞殺した) との心証にとどまった。

裁判所が、格別の手続を経ることなく、罪となるべき事実として、心証どおり下線①②の認定をして、甲に有罪を言い渡すことの適法性について論じなさい。

10月号(529号)

暴力団 A 組幹部甲及び乙は、対立する B 組を後ろ盾とする V に傷害を負わせたことを隠蔽し報復を免れるため、配下組員 C・D に命じて V を自動車で山中に連行させた後、C の携帯電話に電話をかけ V 殺害を指示し、C がけん銃で V を射殺したとの事実で検挙された。

検察官 P は、捜査の結果を踏まえ、甲と乙を共謀による前記 V 殺人事実で起訴したが、V をけん銃で殺害したとの C 供述自体は信用できるものの、C が甲らを庇うため殺害の日時場所態様について虚偽を述べており、また、甲、乙及び D が犯行を否認ないし黙秘し、山中から発見された V の遺体も一部にとどまり、死体解剖結果では死因等が不明との事情があった。

そこで、P は、やむなく他の関係者供述や携帯電話履歴等の客観証拠に基づき、公訴事実については「被告人兩名は、V を殺害しようと企て、C と共謀の上、令和〇年〇月〇日午前 3 時 38 分頃から同日午前 4 時 36 分頃までの間、X 市〇番〇号駐車場から Y 市内の山林に至るまでの X 市、Y 市内又はその周辺部において、V に対し、殺意をもって、C がけん銃で弾丸を発射し、V の身体に命中させて殺害した」としていた。

公判では、甲・乙の各弁護人は、C との共謀や C による殺害を争うとともに、前記公訴事実について、訴因として罪となるべき事実が特定されていない旨主張した。裁判長の求釈明に対し、P は、上記事情を主張し「証拠関係に基づきできる限り特定した」と釈明した。

下線部の主張に対する裁判所の採るべき措置如何。

9月号(528号)

警察官 K₁ は、甲が携帯電話を使用して覚醒剤を密売しているとの嫌疑が高まったため、覚醒剤営利目的所持の被疑事実で甲の逮捕状及び甲方の搜索差押許可状の発付を得た。しかし、甲が捜査を警戒し自宅に戻らず元妻乙方に出入りしているとの情報を得て、K₁らは、某日午前8時頃、乙方民家付近で張り込んでいたところ、乙方から紙袋を手にした甲が出て来たので、追跡して路上で人定を確認するため職務質問をした。

すると、甲が突然走り出し、約30mの距離の乙方に逃げ込んだので、K₁が玄関前で「逮捕状が出ている、開けなさい」と叫ぶと、ドアが開き、乙方玄関内で甲(手に何も持っていなかった)を逮捕状に基づき逮捕した。

K₁らが、引き続き搜索を実施しようとしたところ、甲が室内にいた乙に向かって「お前は何も知らないと言え」と叫んだ。K₁は、両者が通謀による口裏合わせをし始めたと考え、これを防止するため、先に甲を部下捜査官 K₂らに連行させた後、①乙を立ち合わせて乙方全体を搜索し二階寝室から先ほど甲が手にしていた紙袋を発見した(内部から覚醒剤を見つけ押収した)。他方、K₂は、②直ちに甲を乙方から約50m離れた道路上に駐車中の警察車両にまで連行し、同車内で甲の身体を搜索した(着衣内から携帯電話を見つけ押収した)。

逮捕手続が適法であることを前提に、下線①②の搜索の適法性について論じなさい。

8月号 (527号)

X 警察署司法警察員 K₁ は、A から「実弟甲が新興宗教団体 Y に入信した。甲はパソコンが得意だったので、先輩信者乙の指示で、外国人信者のために自宅のパソコンを使って身分や資格等の証明書を偽造する仕事をさせられている」旨相談を受けた。

K₁ は、A 供述を踏まえて内偵捜査を行った結果、裁判官から、被疑者を「甲」、被疑事実を「証明書偽造事実（有印私文書偽造）」、捜索場所を「甲方」、差し押さえるべき物を「本件に関する、1. Y 団体を標章する文書、メモ類、2. パーソナルコンピュータ、ハードディスク等の電磁的記録媒体等」とする捜索差押許可状の発付を得て、甲方の捜索を行った。

ところが、実施直前に甲が逃走したため、K₁ らは、同居人の A を立会人として捜索を行い、甲の居室から①Y 団体の教義を説くビラ 1 枚を発見し差し押さえた。

また、K₁ は、同室にあったパソコンを差し押さえ、さらに外付けのハードディスク（以下「HD」という）2 台を発見した。A から「2 台とも甲使用のもので、うち 1 台が証明書の仕事用、もう 1 台は甲の趣味のゲーム用だ。以前、甲から『兄貴、勝手に触るなよ、間違って仕事用のものにアクセスすると消去ソフトが作動するようにしている』と釘をさされた。どちらが仕事用なのかは外観では区別がつかない」と説明を受けた。

これを聞いた K₁ は、設備の整った警察本部で内容を分析するのが適切と判断し、②上記 HD2 台について、中身の情報を確認しないまま両方とも差し押さえた。

下線①②の差押えの適法性を論じなさい。

7月号 (526号)

司法警察員 K_1 は、覚醒剤取締法違反前科のある甲が、管内の Y ビル 201 号室を拠点に覚醒剤を密売しているとの確度の高い情報を得て、犯罪事実「覚醒剤営利目的所持事実」、被疑者「甲」、搜索場所「X 市……Y ビル 201 号室」、差し押さえるべき物「覚醒剤……等」とする搜索差押許可状の発付を得た。

K_1 は、甲がかねてより搜索を警戒し、また同室には甲の配下と思料される男数名が常時待機しているとの情報もあったので、甲が玄関の鍵を直ちに開けず証拠隠滅を図るおそれがあると判断し、まずは、宅配業者を装って解錠させようと考えた。

K_1 は、同許可状を執行すべく部下捜査官 K_2 らとともに同室に赴き、①宅配業者から借用した制服上着を着用し段ボール箱を抱えた K_2 が同室玄関チャイムを鳴らし、玄関ドアを少し開けたものの鎖錠をかけたまま応対に出た男に「宅配便です」と告げたが、男が「宅配物など知らない」と答え同ドアを閉めようとした。

K_1 は、この方法が失敗したと判断しドアを押さえて「警察だ、ドアを開けなさい」と叫んだが、開ける気配がなかったので、② K_2 らに命じてクリッパーで同ドアの鎖錠を切断させ、さらに事前の打ち合わせどおり同室のベランダの前で待機していた別の捜査官 K_3 らに合図を送り、③ K_3 が同所の掃き出し窓のガラス戸をハンマーで叩き割り拳大の大きさの穴を作って手を差し入れて同窓を開錠した。捜査官らが玄関ドア、ベランダ窓 2 箇所から直ちに室内に立ち入り、 K_1 は、室内の甲らに「動くな、搜索令状もある」と告げて内部にいた甲ら 3 名全員を居間に集め、前記許可状を呈示した上で、各捜査官において各部屋の搜索を開始した。

以上の経緯で開始された K_1 らの搜索は適法か。

6月号 (525号)

(1) 某日午前8時頃、X市内のY公園において、ランニング中のVが突然金属バットで頭部を激しく殴打されて意識不明の重体となる傷害事件（以下「本件傷害事実」という）が発生し、犯人と思われる二人組の男がそれぞれバイクで逃走した。ところが、うち一人の男（甲）が逃げ遅れ、駆けつけた警察官に本件傷害事実で緊急逮捕された（この逮捕は適法とする）。

(2) 甲は、「Vを殴打したのは知人の乙であって、自分は事情もわからず乙に付いてきただけだ」旨弁解した。甲は、引き続き勾留され、さらに勾留期間が10日間延長されたが、その供述は変わらず、また、警察官が捜査を尽くすも乙の所在は判明しなかった。検察官は、勾留期限の最終日に、甲を処分保留で釈放した。

(3) ところが、同日、遠方のZ県において、乙が別の窃盗事件で現行犯逮捕され、その翌日、乙は、本件傷害事実につき、「甲に頼まれて、私が金属バットでVを殴った。前日に、甲から『明日、一緒にこの方法でVを痛めつけてやろう』と言われてこのメモを渡された」旨供述し、逮捕時所持のメモを警察官に任意提出した。同メモには「Y公園 バットで殴ってバイクで逃げる」と記載されていた（筆跡・指紋検出から甲記載と判明）。

(4) 本件傷害事実につき逮捕・勾留の各理由及び必要性が認められることを前提に、捜査機関は、改めて令状発付を受け、同事実で甲を逮捕・勾留できるか。

5月号 (524号)

X 警察署警察官 K1, K2 (制服着用) は, 複数の若者グループがナイフ等で乱闘するという事件が多発していた Y 地区内の道路を巡回して警戒していたところ, 某日深夜, 前方から歩行してきた派手な服装の若い男性 (甲) が, K1 らと目が合うや, 慌てて脇道に入った。そこで, K1 らは甲を追いかけ呼び止めた上「こんな時間にどこへ行くのか」と質問したところ, 甲が肩掛け布製鞆を腹部に抱え込んだため, K1 は「鞆に何が入っているのか」と尋ねるも甲が無言であったので「何か危ない物を持っていないか。触らせてもらうよ」と述べてから, ①同鞆の外側をなでるように触った。

K1 は, その感触から何か柔らかいものであって, 凶器等ではないと考えたものの, 甲が青白い顔で暑くもないのに汗をかき落ち着きのない態度であったので, 何らかの薬物使用を疑い, 「鞆の中の物を見せてくれないか」と述べた。甲が「何で見せる必要があるんだ」と言って拒んだが, K1 と K2 は, ②施錠されていない同鞆のチャックを開けその中を一瞥べつした。中にはペットボトルの水のほか, ビニール袋が入っているのが見えた。

すると, 突然走って逃げ出したもののすぐに縁石につまずいた甲が, 同鞆を手放し, 中にあったビニール袋が飛び出したので, 追跡してきた K2 がこれを拾って袋の中身を見たところ, 白色結晶入りビニール小袋 (後に覚醒剤と確認) と注射器が入っていたのを発見した。

下線①②の行為の適法性について論じなさい。

4月号(523号)

(1) 某日午後10時頃、高速道路に降車した甲が臨場の高速隊警察官に向かって理解不能な言動に出たとのことで、警職法3条1項に基づき保護手続が採られ警察車両で最寄りのX警察署に搬送された。

翌日午前10時頃、保護手続は解除されたが、甲に覚醒剤使用罪の前科があり、同罪の嫌疑を抱いた薬物対策課警察官K1は、取調室で甲に対し任意取調べを行ったが、甲は使用事実を否認し、尿の提出も拒んだ。

(2) 午前11時頃、取調べを終えたK1は、その時点では、甲に覚醒剤使用者の身体的特徴がなく使用を窺わせる物品も所持していなかったため強制採尿令状の請求などは控え、引き続き甲に対し尿を提出するよう促すこととした。「嫌だ、帰りたい」と述べて拒否する甲に対し、K1は、身柄引受けに甲の父が約1時間後に来署する予定であったのでその旨を告げて「お父さんとも相談して検査のため尿を出してほしい」旨述べて説得を重ねた。その間、K1は取調室で甲に一人に対応し(警察官K2が室の外で待機)、甲は、自販機の飲料やパンの飲食、喫煙、トイレ往復での署内徘徊、携帯電話使用について特に制限を受けなかった。

午前11時30分頃、甲が突然「外の空気を吸いたい」と言って取調室を飛び出し、K2の制止も振り切って署の玄関に向けて走り出した。先回りしたK1が、両手を広げて立ちほだかったところ、甲はK1に体当たりしてその顔面に頭突きをする暴行に出たため、K1らは甲を公務執行妨害罪で現行犯逮捕した。

(3) 事例(2)記載の警察官K1らの留め置き行為及び立ちほだかり行為の適法性について論じなさい。